

## 地図情報システムへの入力データ編集作業請負契約書（案）

支出負担行為担当官 福井地方法務局長 小鷹狩正美（以下「甲」という。）と〇〇会社 代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおり、地図情報システムへの入力データ編集作業に係る請負契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、測量業務等において作成されたSIMA形式又は地籍フォーマット2000形式の測量成果データ等を法務省フォーマット形式のデータに変換するとともに、移行付属データファイルフォーマットを作成することにより、地図情報システムへのデータ登録が可能となるデータを作成するものとする。

### （契約期間）

第2条 契約期間は、平成30年6月20日（予定）から平成31年3月18日までとする。

### （契約金額）

第3条 契約金額は、次のとおりとする（消費税及び地方消費税額を含まない。）。

(1) 測量成果データに対する事前作業及び事後作業

1 データ（地区）当たり 金 円

(2) 編集作業

1 筆当たり 金 円

### （納入期限）

第4条 この契約に係る成果物の納入期限は、別添仕様書記載のとおりとする。

### （秘密保持）

第5条 乙は、この契約の履行により知り得た業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も効力を有する。

(再委託)

第6条 乙は、この契約の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第7条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、次の各号を遵守しなければならない。

(1) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報を複製しないこと。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失等の事実が判明したときは、速やかに甲に報告するとともに、被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずること。

(4) この契約による業務を終了するときは、保有個人情報が記録されている媒体を甲に返却するものとし、外部への送付又は持出しをしないこと。

2 乙は、この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報を適切に管理するため、あらかじめ責任者を定め、これを甲に通知するとともに、責任者をして定期

又は随時にその管理状況の検査を行わせなければならない。

(監督)

第9条 甲は、乙による業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する者（以下「監督官」という。）を乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督官の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督官は、この契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、変更又は改善の指示をすることができる。

(検査、修正及び引渡し)

第10条 乙は、業務を完了した都度、甲に完了届と共に成果物を提出して甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、前項により完了届と共に成果物が提出されたときは、その提出日から10日以内に検査を行うものとする。

3 成果物が検査に合格しなかったときは、乙は、遅滞なくこれを是正改善し、その成果物を提出して、再度甲の検査を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定により、成果物が提出された場合において準用する。

5 成果物の引渡しは、その成果物が甲の検査に合格した時に完了するものとする。

6 前項の規定により引渡し完了した時に、成果物についての所有権が甲に移転するものとする。

(著作権の帰属)

第11条 この契約により納品される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、前条第6項に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

2 乙は、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。

3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

- 4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、その責任において解決にあたるものとする。
- 5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(諸経費の負担)

第12条 乙は、成果物の納入に要する運賃その他の諸経費を負担するものとする。

(代金の請求及び支払)

第13条 乙は、第10条の規定による検査に合格したときは、その成果物に対する代金を月ごとにとりまとめ、消費税及び地方消費税を併せて請求書に明示して甲に請求するものとする（消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）。

- 2 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 甲は、自己の責めに帰する事由により、前項に定める期間内に代金を支払うことができないときは、支払期間満了の日の翌日から支払日までの日数に応じて当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）において定められた率の割合による遅延損害金を乙に対して支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(納入期限の延長)

第14条 乙は、その責めに帰することができない事由により納入期限までに成果物を納入することができないときは、甲に対して速やかに理由を付した書面により納入期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により納入期限内に成果物を納入することができ

ないときは、甲は、乙から遅延料を徴して納入期限を延長することができる。

- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき第3条に定める単価に基づいて計算した金額に対して年5パーセントの割合で計算した額とする。

(かし担保責任)

第15条 甲は、第10条の規定により成果物の引渡しを受けた後、成果物に隠れたかしを発見したときは、乙の費用でこれを補修するよう請求することができる。

- 2 乙は、前項の請求を受けたときは、甲が相当と定める期日までに補修を完了しなければならない。

- 3 第1項の請求権は、成果物の引渡しがあった時から1年間、行使することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なくこの契約を履行せず、又は履行する見込みがないとき。

(2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

- 2 前項各号の事由により契約が解除されたときは、甲は、違約金として、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する金額を乙から徴収することができる。

- 3 乙は、第1項第2号に掲げる事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するかどうかにかかわらず、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の

10に相当する額のほか、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の契約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第16条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、この契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第21条 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。以下同じ。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。以下同じ。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第23条 甲は、第19条及び第20条の各号の一に該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除するかどうかにかかわらず、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

4 甲は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

5 乙は、甲が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

6 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、並びに警察への通報及び捜査上必要な協力を行わなければならない。

(契約保証金)

第25条 甲は、この契約に関する保証金を免除する。ただし、この契約の締結までに要した一切の費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第26条 乙は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、業務を履行することができなくなったときは、反対給付を受ける権利を有しない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により業務を履行することができなくなったときは、反対給付を受ける権利を失わない。ただし、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(補則)

第27条 この契約書に定めがない事項又はこの契約の履行について疑義を生じたときは、甲乙の協議により定めるものとする。

この契約を締結する証として、この証書2通を作成し、甲乙とも記名押印の上各1通を保持するものとする。

平成30年 月 日

甲 福井県福井市春山一丁目1番54号  
支出負担行為担当官  
福井地方法務局長 小鷹狩正美

乙 ○○県○○市○○一丁目○番○号  
○○会社  
代表取締役 ○○○○